

性暴力の相談について

(公財) 横浜市男女共同参画推進協会 納米恵美子

1 相談事業の概要

- (1) 心とからだと生き方の総合相談(以下、「総合相談」、別紙1)
- (2) 横浜市 DV 相談支援センターとしての相談(2011年9月より業務開始。別紙2)
- (3) 横浜市男女共同参画推進条例 10 条に基づき、性差別を受けた市民からの相談申出窓口(別紙3)

2 相談態勢

- (1)、(2) : 管理職 1 人、相談員 11 人
- (3) : 管理職 1 人(兼務)、職員 1 人

3 性暴力の相談内容

(1) レイプ被害直後の相談

件数は非常に少ない。

<課題>

- ① 被害者へのケアと、証拠の保全や被害届手続きの両方を行えるしくみが無い。
- ② 被害を受けた場所が被害者居住県以外の場合、住所地最寄りの警察ではなく、被害を受けた場所を所管する警察に届けることになる。

(2) わいせつ行為やストーキングについての相談

加害者は、医師、整体師、子どもの担任の教師、専門学校の講師など、顔見知りの人の場合が多い。

<訴えの内容>

- ・ どうやって身を守ったらよいか相談したい。
- ・ 訴えて慰謝料を請求したい。

(3) 被害からかなりの時間が経過してからの相談

幼少期から思春期のころに、多くの場合は身近な人(父親、兄、親戚など)から性暴力を受けて、以後ずっとその影響に苦しんでいる方からの相談。通院している場合も少なくない。

被害直後に介入や適切なケアがないことで、長期間にわたって心身への影響が続いている場合が多い。

<訴えの内容>

- ・ 心身の具合が悪い。フラッシュバックに苦しんでいる。
- ・ 話を聞いてほしい。
- ・ 働けない。生活がたちゆかない。引きこもっている。
- ・ 加害者から謝罪させたい。加害者を訴えたい。
- ・ 味方になってくれなかった(くれない)母親への怒りをどうしてよいかわからない。

(4) 性虐待についての相談

相談者自身がDV被害を受けていてDVの加害者がお子さんに性虐待をしている場合や、兄から妹への性虐待が明らかになった場合など。

<訴えの内容>

- ・ (性虐待の疑いがある状況は語られても、悩みとして訴えがない。)
- ・ いろいろな事情から、DV加害者で児童虐待の加害者でもある夫となかなか離れられない。
- ・ 性虐待をしてしまった息子にどう対応していけばよいか。

(5) 性犯罪加害者の配偶者からの相談

離婚するかどうかの迷い、子どもに本当のことを話すべきか、話すとしたら、いつ、どのように話すのがよいかなどについて。

(6) その他(被害者の周囲の人からの相談)

スクールカウンセラー、被害者の友人などから、どのように支援できるか、支援したらよいかについて。

4 現在、行えている支援

- ・ 相談者の話を聞いて受け止める。
- ・ 「あなたのせいではない」というメッセージを繰り返し伝える。
- ・ 心身のケアを提案する(医療受診、リラクセス法など)。
- ・ がんばり過ぎないように、心とからだを休めることができる方法を一緒に検討する(休職、福祉制度利用など)。
- ・ 回復は自分のペースでよいことを伝える。
- ・ ニーズに応じて情報を提供する(支援機関についての情報：かながわ犯罪被害者支援センター、法テラス、神奈川県警女性・子どものための相談等、参考になる図書など)。
- ・ 児童虐待を把握した場合には、児童相談所もしくは区役所福祉保健センターに通告して、ケース協議を重ねつつ支援する。
- ・ 弁護士相談で、加害者を訴えることに関して、現実検討の機会を提供する。
- ・ 精神科医相談で、性暴力によるトラウマ治療の専門家から助言をいただいたり、その場で呼吸法の練習などをする。
- ・ 男女共同参画センター横浜で性被害をテーマに自助ミーティングを行っているグループ(グループの参加対象者は、性に関する傷ついた体験をわかちあい、回復を望む女性)について情報提供し、参加を希望される場合には、必要事項を聞き取る。

5 神奈川県内での最近の動き

(1) 性暴力対応ネットワーク設立

県内の医療関係者、法曹、被害者の相談・支援機関・団体の支援者、研究者によるネットワーク。まず、県内にどのような社会資源があり、どのような活動をしているかを相互に知

り合う活動から取り組みから始めている。

(2) 横浜市においては、犯罪被害者等支援相談窓口を来年度早期に立ち上げる予定。

6 DV被害者支援と性暴力被害者支援

(1) DV被害との重複

- ・ DV被害のなかで、暴力の種類のひとつとして性暴力を受けている方は非常に多い。
- ・ DV被害者のなかに、生育歴のなかで性暴力の被害に遭ったことがあるという方がいる。ただし、DV被害者のなかに有意に多いのかどうかはわからない。親が加害者の場合、DVを受けても親からの支援は望めないで、より困難な状況に置かれる。
- ・ DV被害者で、性虐待を受けている子どもの母親という立場の方がいる。

(2) DV被害者支援と性暴力被害者支援で異なる点

DVについては、DV防止法が制定されてDVの防止と被害者の保護がすすめられているが、性暴力については、性暴力の被害者を支援するための法律がない。

7 最後に

当協会で行っている相談には、性暴力によるトラウマ治療について専門的知見をお持ちの精神科医と、女性の権利回復に理解がある横浜弁護士会所属の弁護士の方々のご協力をいただいています。こうした皆様のご協力をいただけていることが、相談事業の支えとなっています。

最後までご清聴くださりまして、ありがとうございました。